

武蔵村山市における障害者自立支援協議会の設置に向けて

平成22年5月

武蔵村山市障害者自立支援協議会準備会

## 目次

1	はじめに	1
2	自立支援協議会の目的と武蔵村山市自立支援協議会準備会の設置について	2
3	自立支援協議会の本市における役割とその名称について	4
4	自立支援協議会の組織構成とその規定について	8
5	自立支援協議会の構成員について	12
6	おわりに	15
7	武蔵村山市自立支援協議会準備会委員名簿	16
8	審議経過	16

## 1 はじめに

障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）は、障害者のニーズに応じ、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場として設置が求められているものである。

本市においても、武蔵村山市第2期障害福祉計画において、自立支援協議会を設置し、その場を効果的に活用して、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連分野の関係者間の連携の緊密化に努め、相談支援事業の効果的な実施を進めることが基本方針として掲げられている。

このことから、本市の自立支援協議会の設置に向け、地域の実状や特性に沿ったより具体的な検討を行うため、武蔵村山市自立支援協議会準備会を設置したものである。

限られた時間の中での検討であり、すべての課題について協議ができたとは言えないが、本市の実状に即した中で、障害者への支援が可能な自立支援協議会となれば幸いである。

## 2 自立支援協議会の目的と武蔵村山市自立支援協議会準備会の設置について

### (1) 協議会の設置根拠

障害者自立支援法第77条第1項において、市町村は、「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業」を行うとされている。この事業は地域生活支援事業と言われている。

ここでいう厚生労働省令で定める便宜とは、障害者自立支援法施行規則第65条の10により、「訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする」と規定されている。

この「地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」が、自立支援協議会である。

また、厚生労働省が作成した地域生活支援事業実施要綱によると、相談支援事業は、自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施するとされている。

そのため、市町村は、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として自立支援協議会を設置する必要があるということとなる。

### (2) 具体的な機能

それでは、地域の障害福祉のシステムづくりに関する中核的な役割を担うために必要な機能とは何かということになるが、一般的に次の6つの機能が求められている。

- |        |   |
|--------|---|
| ① 情報機能 | ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信                      |
| ② 調整機能 | ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築<br>・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整 |
| ③ 開発機能 | ・ 地域の社会資源の開発、改善                                 |

- ④ 教育機能
  - ⑤ 権利擁護機能
  - ⑥ 評価機能
- ・ 構成員の資質向上の場としての活用
  - ・ 権利擁護に関する取組みの展開
  - ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
  - ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
  - ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

これらの6つの機能は、障害者福祉の充実のために必要であることは言うまでもない。しかし、これらの機能を活かしつつ、本市の特性に応じた自立支援協議会のあるべき姿は何かを更に検討することとした。

### 3 自立支援協議会の本市における役割とその名称について

#### (1) 本市の障害者施策において求められているもの

自立支援協議会が地域の障害者福祉のシステムづくりに関する中核的な役割を担うことは前述したとおりである。しかし、本市においては具体的にどのような障害者施策が求められているかを確認しないと、地域特性に応じた自立支援協議会とはならないと考えられる。

そのため、第2期障害福祉計画において定められている本市の課題を再確認することとした。結果、次の3点が重要な課題であるとされた。

##### ① 相談支援の充実、情報提供体制の充実

「障害者の支援に関する仕組みが複雑でわからない」、「障害のある人の生活を支援するための情報の提供や相談体制の充実」など、障害者支援に関する情報不足について不安を持っている人が多い。障害を持つ人の生活を支援するため、情報提供体制を充実させる必要が求められている。(困っている障害者の相談に応じ、的確な情報を提供する。)

##### ② 就労支援体制の強化

障害のある方の自立を支援するため、関係機関や各種事業所とのネットワークが重要である。本市では平成20年6月から、障害者就労支援センターを設置したが、今後も更なる就労支援体制の強化と就労促進を行う必要がある。(障害を持つ方の就労のための情報提供の更なる強化。)

##### ③ 地域生活への移行支援

障害を持つ方が地域の一員として暮らしていくためには地域による支えあいが必要である。しかし、実際には「人とのコミュニケーションがうまく取れない」、「外出の機会、場所が少ない」等の不安を抱えている人が多い。地域との連携を充実させるための展開が必要である。(障害を持つ方が、安心して地域生活を営むことができるように支援する。)

①の相談支援の充実、情報提供体制の充実については、指定相談支援事業所等の更なる改善により対応できる可能性があることから、前述した自立支援協議会の具体的な機能のうち、開発機能に該当すると考えられる。また、市町村相談支援事業の強化は事業所等の評価を行う評価機能にも含まれているため、この機能についても該当すると考えられる。

②の就労支援体制の強化については、障害者が一定の収入を得て、安定した生活を営むことができるようにする重要な施策である。これについては障害者が一般企業へと円滑に就職ができるような体制、ネットワークの構築が必要と

なる。そのため、調整機能に該当すると考えられる。

③の地域生活への移行支援については、障害者が自立した社会生活を営むことができるようにするために必要不可欠な支援である。これについては、地域全体での情報交換を経て、現状の確認及び解決すべき課題の認識を行い、具体的な支援プロセスを構築する必要がある。そのため、情報機能、調整機能、開発機能等、複数の機能が求められていると考えられる。

## (2) 自立支援協議会の普遍的な検討事項

他団体の自立支援協議会においては、設置する自治体の特性にとらわれない普遍的な障害者施策の検討も行っている。

具体的には次の3点が一般的に各市の自立支援協議会においてほぼ共通して検討されている事項である。

### ① 障害福祉計画の進行管理

市で作成する障害福祉計画に対し、助言、意見等を付与する。

### ② 困難事例の検討

随時行われるケア会議、ケース会議等から報告される困難事例の検討結果をまとめて、より厚い支援を必要とする障害者への対応を検討する。(困難事例において共通する項目を抽出し、様々なケースに対応できるようなスキル開発を行う。)

### ③ 委員からの提案による検討

各委員が属する分野での課題の提供を受けて検討、その結果を障害者施策に反映させる。

①の障害福祉計画の進行管理については、その評価を行うことから評価機能に該当する。

②の困難事例の検討については、地域の情報共有及び事例検討及び調整に関することであるため、情報機能、調整機能に該当すると考えられる。

③の委員からの提案による検討については、各委員の意見により課題を集約して検討することから、情報機能、調整機能に該当すると考えられる。これらの検討を行うことにより、自立支援協議会委員のスキル向上を図ることができることから、教育機能も充実させることができると考えられる。

## (3) 第2期障害福祉計画で課題とされた事項

第2期障害福祉計画において、①相談支援の充実、情報提供体制の充実、②就労支援体制の強化、③地域生活への移行支援という3つの課題があることが確認

された。

そして、その解決に向けた対応策は、自立支援協議会の具体的な機能にもリンクしている。

以上のことから、普遍的な障害者施策の検討のためには自立支援協議会は強力な機関となり得ること、そして本市の課題として第2期障害福祉計画に掲げられている課題についての検討をその目的に加えることにより、地域特性に応じた自立支援協議会として、その役割を十分に果たすであろうことが認識された。

#### (4) 自立支援協議会の名称について

自立支援協議会の名称を定めるに当たっては、「障害者」と「地域」をキーワードとした。

まず、「障害者」であるが、この文言を含めることによりどういった方々のために設立されたものなのかという目的を明確にすることができると考えられる。

また、「地域」という文言を含めることにより、その自治体における協議会であるということ表現することができると考えられる。

これらを踏まえて4つの案を作成した。

##### ① 武蔵村山市障害者地域自立支援協議会

最もスタンダードな名称であり、設立の目的、自治体の特性の両者を表現することができる。ただし、長い名称となる。

##### ② 武蔵村山市障害者自立支援協議会

障害者の自立のための協議会という設置の目的を明確にした名称。長すぎない名称であり、第三者からも理解されやすい。

##### ③ 武蔵村山市地域自立支援協議会

市内に居住している障害者のニーズ等、その自治体の特性に合わせた協議会であることを表現できる。ただし、自立支援という文言が障害者を対象とすることが認知されていないと、誰のための協議会なのか分かりにくいという問題がある。

##### ④ 武蔵村山市自立支援協議会

障害者及び地域という文言は使われていない。これも案3と同様、誰のための協議会なのか分かりにくいという欠点はあるが、名称がコンパクトであるという利点がある。

協議の結果、「自立支援」が既に障害者福祉施策を示す文言であること、そして「武蔵村山市」という文言が、当該地域を表していることなどから、④の武蔵



村山市自立支援協議会を正式な名称とすることが決定された。

## 4 自立支援協議会の組織構成とその規定について

### (1) 他団体における自立支援協議会の組織構成

自立支援協議会が、地域の障害福祉施策において中核的な役割を果たすべきことが求められていることはこれまで述べてきたとおりである。

それでは、他団体において、どのような組織構成によりその役割を果そうとしているかを確認するため、必要な調査、検討を行った。結果、自立支援協議会は概ね次の5つの組織により構成されていることが判明した。

#### ① 定例会

関係機関の実務者（現場担当者）レベルの方が中心となって定期的に行われ、地域の課題について情報共有、協議、検討を行う。（例：個別支援会議及び主管課窓口で対応した困難事例ケース等について報告を受け、情報共有を図る。また、事務局に対して検討結果等の報告を行う。）

次に、地域で課題が発生し、より細かい調査、研究が必要になった場合、専門部会を設置し、その調査、研究を指示する。この場合、専門部会から検討結果が報告書又は施策提案等となって報告されるが、これにつき、協議会として評価及び意思確認を行う。また、具体的にその提案を施策として地域で取り組むことができるかどうか自治体に提案する。

#### ② 全体会

課題について、地域の関係者が集まり、情報共有及び協議を行う。

メンバーは関係機関の代表者レベルが中心である。年に2～3回程度開催されている。

全体会は、定例会の上部に位置づけられる組織であり、規模の大きい自治体に設けられる場合が多い。その場合、定例会から上げられた報告内容を全体会が更に検討又は承認することになるので、事務局に対しての決定事項の報告、専門部会の設置の指示及び検討報告、自治体への助言等は定例会に代わって全体会が担うこととなる。

#### ③ 専門部会

障害者福祉に関する地域の中核的なメンバーが集まり、特定の課題に関し地域の実状及び緊急性に応じ、前述した定例会により設置される。

必要に応じてメンバーの入れ替えも可能である。また、その課題に関し最終報告をまとめて全体会又は定例会への報告を行う。課題に応じて集中的に行われるため、情報収集及び研究、検討が終われば解散する。

④ 事務局

自立支援協議会の運営に関する事務を担う。協議会の日程、会議事項、会議資料の調整等庶務的な役割を果たす。

この事務局機能を市が担えば直営型、相談支援事業者等が担えば委託型ということになる。

⑤ 自立支援協議会の協力機関（個別支援会議）

特定の対象者の支援に関して、必要な関係者が随時集まって協議する場である。（本市では必要に応じて関係者が集まって開かれているケア会議等が該当すると考えられる。）

(2) 本市における組織構成

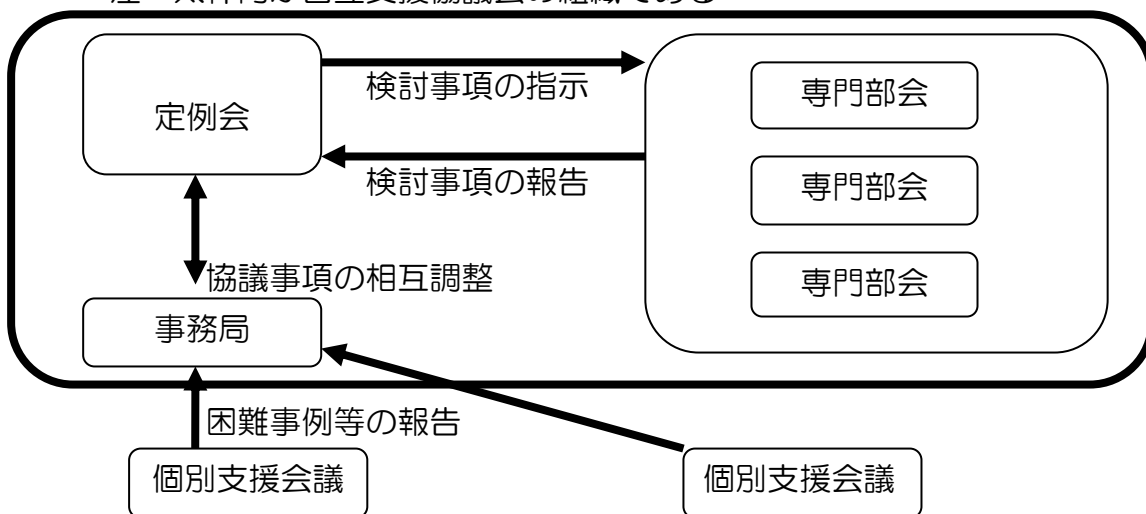
自立支援協議会の組織は、一般的なモデルとしては、検討事項の意思決定及び確認を行う全体会、個別支援会議や相談支援事業者から活動報告等を受けて現状や課題等の情報共有を行う定例会、各会議の準備等の庶務的な事務を行う事務局、専門的事項の調査研究を行う専門部会により構成されている。

しかし、全体会を設置して調整をしなければならないほどの規模や必要性がないため、ほとんどの自治体において全体会と定例会は一体化しているか、全体会が存在しない。このことは本市においても当てはまる。

したがって、前述の武蔵村山市の課題及び普遍的な検討課題を鑑みた結果、本市に必要な自立支援協議会の組織は以下のとおりとする。なお、個別支援会議は必要に応じ個々に開催されるため、自立支援協議会の組織と位置付けない。（武蔵村山市自立支援協議会組織図参照）

武蔵村山市自立支援協議会組織図

注：太枠内が自立支援協議会の組織である



- ① 定例会  
専門部会等からの報告を受け、地域課題や施策提案等の検討を行うために設けられる。
  - ・ 相談支援の充実、情報提供体制の充実に関する検討
  - ・ 就労支援体制の強化に関する検討
  - ・ 地域生活への移行支援に関する検討
  - ・ 障害福祉計画の進行管理に関する検討
  - ・ 委員からの提案による検討
  
- ② 事務局  
定例会での検討内容や自立支援協議会全体の運営・方向性に関する事務を担う。
  - ・ 会議資料の作成
  - ・ 会議録の作成
  - ・ 会議の日程調整、場所の確保
  - ・ その他協議会運営に必要な事項
  
- ③ 専門部会  
定例会によって設置される。
  - ・ 定例会により指示された課題の調査、検討
  - ・ 検討事項の報告

(3) 自立支援協議会の規定について（条例設置にするか、要綱設置にするか）

自立支援協議会を設置するに当たり、その設置根拠をどう規定するかを検討した。条例によって設置するか、要綱によって設置するか、その差により自立支援協議会の役割に違いが生じてくるためである。

① 条例設置とした場合

条例設置とした場合、自立支援協議会の法的な位置付けは市長の附属機関となる。附属機関とは、市がその内部部局のほかに必要と認めて設置する調査、調停、審査等を行うための審査会、審議会等の機関である。

附属機関として設置する場合、自立支援協議会は、特定の事項について、市長の諮問に応じ、答申する機関となる。

② 要綱設置とした場合

要綱設置とした場合、条例による設置とは異なり、市長の諮問に応じ、調査検討するというわけではないため、検討及び協議する内容に制限はない。

その他、26市に対して自立支援協議会の設置状況等について調査を行ったところ、15市が設置済であった。設置根拠については以下のとおりである。

他市の自立支援協議会設置に関する根拠法令（平成21年8月末現在）		
要綱	条例	その他
12市	2市	1市

この設置根拠については、条例にするか要綱にするか活発な議論が行われた。その中で、条例の方が要綱よりも上位であり、諮問された内容に対する答申にも拘束力があると考えられることから、条例設置を支持する声もあった。

しかし、自立支援協議会は、相談支援の充実を目的として設置されるものであるため、市長の諮問に基づく事項のみを検討するわけではないこと、また、特定分野に偏ることなく情報共有及び意見交換、事例検討を行うことが求められていることなどから、要綱設置のほうが柔軟な対応をとることができるかと判断し、要綱による設置が決定した。

#### （4）自立支援協議会委員に対するの対価の支払いについて

自立支援協議会は、市の障害者相談支援事業等について、情報共有、意見交換を経た上で障害者施策等について一定の提案をすることになる。そのため、これらの活動について対価を支払うか無償とするかが問題となってくる。

なお、現在、対価を支出している自治体は13市、対価を支出していない自治体は2市である。

自立支援協議会の委員の同意を得ることができれば、対価を支払わずに運営を行うことも可能である。しかし、本市の障害者施策の検討のために協力を得ること及び協議会に出席する際に、交通費は各自が負担していただくこと等から、対価の支給は必要であると判断した。

なお、要綱により協議会が設置されることになったため、対価は謝礼として支払われることになる。

## 5 自立支援協議会の構成員について

### (1) 一般的な自立支援協議会の構成員に関する規定

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」によれば、地域自立支援協議会の構成員は、相談支援事業を円滑に進めるために、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者とする規定されている。

しかし、この規定だけでは具体的にどのような分野の方を構成員とするのか明確ではない。

そのため、本市を除く25市に対して、自立支援協議会の設置状況等に関する調査を行った。なお、ここでいう構成員とは定例会の構成員のことを指している。

#### 25市の自立支援協議会の状況（平成21年8月末現在）

自立支援協議会設置済自治体数		25市中 15市	
委員報酬を支払っている自治体		15市中 13市	
運営方法		直営 11市	委託 4市
項目	最大	最小（短）	平均
協議会委員数	44名	9名	15.4名
任期	3年	1年	1.9年
報酬額	13,000円	3,092円	7,668円

### (2) 15市の自立支援協議会の構成員

自立支援協議会の設置準備にあたり、実際にどのような関係者が協議会の構成員になっているか調査したところ、その職種が27と多岐に渡っていた。そのため、保健医療関係、教育関係、行政関係、社会福祉協議会関係、障害当事者関係、障害事業者関係、市民・公募委員関係、雇用関係、学識経験者関係の9つの分野にまとめて割合を算出した。

全市を比較した結果、メンバーの割合は障害事業者関係が20%程度と最も高い。次いで障害当事者関係、医療関係、雇用関係者、教育関係者、学識経験者となる。

これらの関係者は10%以上の割合を占めている。特に割合の1位から3位までの分野は、障害者そのものにかかわる関係者とそのケアを行う保健医療関係者である。これらは障害者自身に密接に関わる分野の方々である。

自立支援協議会は、相談支援事業を地域の実状に応じて適切かつ効果的に実施する場、そして地域の障害者福祉のシステムづくりに関して中核的な役割を担うための協議、調整の場であることから考えれば、構成員は重要な役割を担

う必要があり、各市において妥当な分野の方々が構成員となっていることを確認することができた。

その他、既に自立支援協議会を設置している自治体において、構成員選定の留意事項で共通していることは、「特定の障害や分野に偏らないようにした」、「幅広い分野の方々の参加を考慮した」、「中立、公平が図られるメンバー構成とした」等であった。

保健医療関係	14.2%
教育関係	11.7%
行政関係	9.2%
社会福祉協議会関係	3.3%
障害当事者関係	15.8%
障害事業者関係	20.8%
雇用関係者	12.5%
学識経験者	10%
市民・公募委員等	2.5%

### (3) 本市の自立支援協議会の構成員の選定について

前述の調査の結果を踏まえ、この9つの分野についての検討が行われた。結果、どの分野についても障害者支援事業の向上のために重要であるとされ、また、幅広い分野の方々の参加が必要であると判断し、これらを更に絞り込むことはせずにそのまま自立支援協議会の構成員とすべきであるとの結論に至った。

そのため、これらの9つの分野のうち、原則として本市の障害者福祉に最も寄与している組織又は寄与すると考えられる組織の方に構成員として参加を依頼することとなった。

#### ① 保健医療関係者

障害児を受け入れている病院に医師1名の推薦をいただく。また、他市でもメンバーとして保健所職員が参加しているため、保健所職員1名に参加を依頼する。

#### ② 教育関係者

障害児を対象とした教育機関として、特別支援学校関係者1名に参加を依頼する。

#### ③ 行政関係者

民生・児童委員の中の部会の中の1つに障害者部会がある。そのため民

生・児童委員協議会に1名の推薦を依頼する。

④ 社会福祉協議会関係者

武蔵村山市社会福祉協議会に1名の参加を依頼する。

なお、市で委託している指定相談支援事業者のうち、1事業所は武蔵村山市社会福祉協議会であるが、指定相談支援事業者とは別個に社会福祉協議会関係者として、参加を依頼する。

⑤ 障害当事者関係者

身体障害者、知的障害者、精神障害者の当事者団体から原則1名ずつ、計3名の参加を依頼するが、これを超えることも可とする。

具体的には、それぞれの障害分野に属する各団体に推薦を依頼するが、参加希望が多い場合、無理に調整せず、推薦を受け入れることとする。

⑥ 障害事業者関係者

指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者に参加を依頼する。指定相談支援事業者は市が委託している2法人に、指定障害福祉サービス事業者は、居宅系（日中活動系訪問）サービス事業者、居住系（GH・CH・入所施設）サービス事業者、日中活動系就労支援サービス事業者から、それぞれ1名ずつ参加を依頼する。

⑦ 雇用関係者

社団法人武蔵村山市商工会に1名の参加を依頼する。また、市内で障害者の雇用に熱意を持つ市内の事業所に1人参加を依頼する。

しかし、市内事業所の同意が得られなかった場合には、市が事業を委託している障害者就労支援センターに参加を依頼する予定である。

⑧ 学識経験者

障害者福祉に造詣の深い方1名に依頼する。

⑨ 市民（公募委員）

「武蔵村山市附属機関等における公募委員に関する指針」では公募委員の比率が25%とされていることから、市報、市の公式ホームページによる募集を行う。



## 6 おわりに

これまでの検討により、本市の自立支援協議会の組織構成と定例会の構成員については本市の実状に即した体系とすることができたと考えている。

また、組織のうち事務局については市の直営とするのか、社会福祉法人等に委託をするか議論があったが、初めての試みということもあり、運営が安定するまで市が担う方が適当であるという判断がなされ、直営とされた。しかし、将来、より障害者支援を専門に行っている組織等に事務局を委託することを検討する必要性もある。

いずれにせよ、障害者福祉の関係者が複数集まるため、規模の大きい協議の場となることは確かである。本市の障害者の方々に対する今以上に質の高い障害福祉サービスの提供のための一環となることを期待する。

## 7 武蔵村山市自立支援協議会準備会委員名簿（敬称略）

氏 名	所 属
古川 総子	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
薦田 孝文	医療法人社団円祐会
高橋 毅	社会福祉法人あかつきコロニー
永山 一江	東京都多摩立川保健所
君島 淳子	東京都立多摩総合精神保健福祉センター

## 8 審議経過

会議回数	日 時	議 題
第 1 回	平成 22 年 1 月 20 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会設置の趣旨、目的、役割について</li> <li>・協議会設置までの流れについて</li> </ul>
第 2 回	平成 22 年 2 月 26 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の名称について</li> <li>・武蔵村山市の課題及び一般的な検討課題について</li> <li>・協議会の運営主体と組織構成について</li> </ul>
第 3 回	平成 22 年 3 月 19 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会構成メンバーの選考について</li> <li>・協議会設置の規定形式と対価について</li> </ul>
第 4 回	平成 22 年 4 月 21 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会委員の選考について</li> <li>・協議会委員の謝礼について</li> </ul>
第 5 回	平成 22 年 5 月 28 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終報告について</li> </ul>